

## 現行の保育制度について

### \*保育所の入所基準

児童福祉法第24条に基づき保育所入所基準は市町村が条例で定めることとされ、同法施行令第9条の3に定めた入所基準に基づき厚生省から準則が示され、船橋市保育所入所措置条例が制定されています。

なお、平成10年4月1日付けにて児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、措置から保護者が保育所に関する十分な情報を得た上で希望する保育所を選択できる仕組みに改められています。

また、平成16年10月1日付けの児童虐待の防止に関する法律の一部改正に伴い、保育所入所に対する、特別の支援を要する家庭の児童の優先的取扱が規定されたことにより、被虐待児童の保護者が児童福祉法施行令第27条第6号に規定する「前各号に類する状態にあること」に該当するものとされたため、本市として、下記条例第2条第7号「市長が認める前各号に類する状態にあること。」として取り扱うこととしています。

### 参 考

船橋市保育所入所措置条例（昭和62. 3. 26条例第4号）

船橋市保育の実施に関する条例（平成10年3月31日改正により改称）

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 1 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- 2 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 3 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 4 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 5 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- 7 市長が認める前各号に類する状態であること。

## 児童福祉法（抜粋）

**第 24 条** 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
- 4 市町村は、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 4 号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。
- 5 市町村は、第 1 項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

**第 39 条** 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

**第 51 条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

4. 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

## \* 保育所の設置認可等について

○ 保育所の設置認可等について

(平成一二年三月三〇日)

(児発第二九五号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和三八年三月一九日児発第二七一号。以下「児発第二七一号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉施設最低基準(昭和三三年厚生省令第六三号)その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

### 記

#### 第一 保育所設置認可の指針

##### 一 地域の状況の把握

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計を行うこと。

都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、これらの分析及び推計(関係市町村が行ったものを含む。)を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を検討すること。

##### 二 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、一で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

###### (一) 定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」(平成一二年三月三〇日児発第二九六号)及び「夜間保育所の設置認可等について」(平成一二年三月三〇日児発第二九八号)に定める場合のほか、六〇人以上とすること。

###### (二) 社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉事業法(昭和二六年法律第四五号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行うこと。

###### (三) 社会福祉法人以外の者による設置認可申請

###### (1) 審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査すること。

- ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- イ 経営者(設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
- ウ (ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。  
 (ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。  
 (イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。  
 (ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- オ 財務内容が適正であること。
- (2) 認可の条件  
 社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。
- ア 児童福祉施設最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- イ 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- ウ 保育所を経営する事業については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成二二年二月一七日社援第三一〇号。以下「社援第三一〇号通知」という。)に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、社援第三一〇号通知に定めるところにより保育所の各施設ごとに経理区分を設けること。また、併せて、当該経理区分ごとに、積立預金の累計額を記載した明細表(以下「積立預金明細表」という。)を作成すること。
- エ 毎会計年度終了後三か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。  
 (ア) 前会計年度末における貸借対照表  
 (イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書  
 (ウ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表  
 (エ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立預金明細表
- オ 都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。
- (3) 市町村との契約  
 社会福祉法人以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以

下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

- ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- イ 保育所を経営する事業については、社援第三一〇号通知に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、社援第三一〇号通知に定めるところにより保育所の各施設ごとに経理区分を設けること。また、併せて、当該経理区分ごとに、積立預金明細表を作成すること。
- ウ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

## 第二 既設の保育所に対する指導

この通知の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社会福祉法人とするか、又は第一の二(三)に掲げる基準等を満たすよう指導すること。

## 第三 実施期日等

この通知は平成一二年三月三〇日から施行し、児発第二七一号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一年法律第八七号)による改正後の地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の四に規定する技術的な勧告に当たるものである。

## \*保育所最低基準

児童福祉施設最低基準（抜粋）

（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）

最終改正：平成二十一年三月一六日厚生労働省令第三七号

### 第五章 保育所

（設備の基準）

**第三十二条** 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号 ロに該当するものを除く。）であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号 に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項 に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（認定こども園である保育所の設備の基準の特例）

**第三十二条の二** 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第六条第二項 に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）である幼保連携施設（就学前保育等推進法第三条第二項 に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該

保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携施設又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関する配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

**第三十三条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

**第三十四条** 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

**第三十五条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。

(保護者との連絡)

**第三十六条** 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

**第三十六条の二** 就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

**第三十六条の三** 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

\*私立保育所における国の定める最低基準に基づく保育サービスに

要する費用の内訳（平成22年度予算）

（千円）

支弁額 （国の定める最低基準に基づく保育サービスに要する費用） 3,453,910 100.0%				内 訳
徴収基準額＝国基準		国市負担金基本額		
保育料＝市が定める保護者負担金 ① 1,057,627 30.6%	市独自の軽減 ② 604,650 17.5%	国庫負担金 895,816 25.9%	市法定負担分 895,817 25.9%	
48.1%		51.9%		

基本徴収額中の保護者負担割合

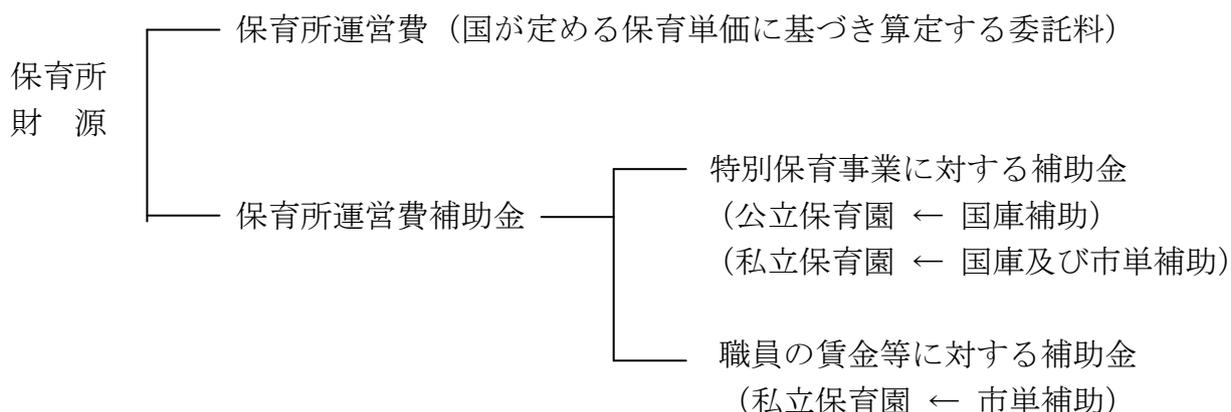
$$\begin{array}{rcl}
 \text{①市が定める保護者負担金} & / & \text{①} + \text{②徴収基準（国基準）} \\
 1,057,627,000 \text{ 円} & / & 1,662,277,000 \text{ 円} \quad \div \quad \underline{\underline{63.6\%}}
 \end{array}$$

## \*私立保育所の運営にかかる費用について

私立保育所の運営に対して支払われる費用は、保育所運営費（支弁）と保育所運営費補助金に大別されます。

保育所運営費については、保育単価によって算定した額から、保護者徴収金（国の定める徴収基準額）を差し引いた残余の額について、国が1/2、市が1/2を負担します。

保育所運営費補助金については、特別保育事業の実施にあたり、費用の一部が国庫から補助されます。また、私立保育園の場合は特別保育事業に対する国庫補助金のほか、最低基準を超えて配置した職員の人件費等について、市単独補助金が支払われています。



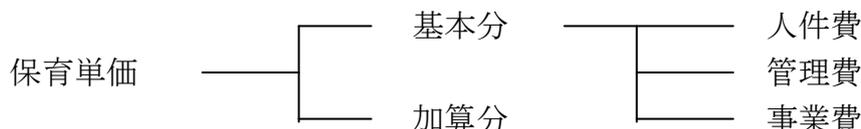
### 1. 保育所運営費

市が児童福祉法第24条の規定による保育の実施を行った場合、同法第51条第4項に規定する保育の実施に要する保育費用は、国が定める保育単価等により保育所運営費として算定されます。

保育の実施を私立保育所へ委託した場合は、この保育所運営費を市が私立保育所へ支払わなくてはなりません。

この保育所運営費は、入所児童1人当たりの月額単価である保育単価により算定され、基本的には入所児童数に保育単価を乗じて算出します。なお、保育単価は国において定められているものであり、児童の年齢、施設定員などによって細分化され、施設ごとに適用する保育単価は異なります。

この保育単価の内容については、次のような構成となっています。



国通知により千葉県の保育単価は、定員ごとに次のように定められています。

a. 保育単価（基本分）※21年度 確定額（地域区分 10/100） <省略>

b. 保育単価に加える加算額

※各保育所の事業内容により加算適用の可否が決定されます。

- ・民間施設給与等改善費加算
- ・児童用採暖費加算
- ・入所児童（者）処遇特別加算費の加算
- ・施設機能強化推進費の加算
- ・保育所事務職員雇上費の加算
- ・主任保育士の加算

保育単価に加算した場合の例

（90名定員の私立保育所・月平均）

0歳	184,110円
1～2歳	109,740円
3歳	54,600円
4歳以上	47,170円

## 2. 保育所運営費補助金

保育所運営費は、あくまで最低基準を維持するための費用として、国が算定しているものであることから、これだけで保育所の経費をすべて賄うことは困難な状況です。

また、特別保育事業の実施にかかる費用については、保育所運営費に含まれていないことから、その実施にあたり別途、市が運営費補助金として費用負担するものです。

そのほか本市では私立保育園に対して、児童処遇の向上等を目的として、最低基準を超えて配置した職員の人件費等に対し、補助金を交付しています。（下表参照）

（平成22年度予算額）

助成項目	助成の内容				
職員の処遇向上に要する費用	保育士・看護師・栄養士	職員1人当たり	月額	24,800円	
	事務長・事務員	職員1人当たり	月額	15,440円	
	調理員・用務員	職員1人当たり	月額	14,230円	
	夏期・冬期の期末手当（賞与）への加算分	職員1人当たり	6月分	30,000円	
	※上記該当者一律の金額	職員1人当たり	12月分	36,400円	
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	正職員を雇用した保育所 （ただし、期末手当は年間を通じて4.15か月以内とする）				
			月額	147,200円	
	臨時職員を雇用した保育所				
			1時間当たり	820円	
延長保育及び長時間延長保育に要する費用	推進分（11時間開所している保育所）		月額 564,900円		
	延長分（11時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助）				
		（月額）	1H延長	2H延長	3H延長
		1～5人	62,500	169,000	181,500
		6～9人	252,500	338,250	363,250
		10～19人	296,250	447,500	497,500
	以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500	

助成項目	助 成 の 内 容
施設の運営管理に要する費用	児童 1 人当たり 月額 2,430 円 職員 1 人当たり 月額 2,187 円 1 保育所当たり 施設整備等にかかる費用 年額 1,800,000 円
児童の処遇向上に要する費用	(総児童分) 児童 1 人当たり 月額 1,150 円 (年齢別) 3 歳未満児 1 人当たり 月額 3,600 円 3 歳以上児 1 人当たり 月額 1,350 円
産休明け保育に伴う看護師の雇用に関する費用	産休明け保育を実施する保育所において、保健師・助産師又は看護師であって市長が認めるもの (ただし、期末手当は月額の 4.15 か月以内とする) 月額 166,900 円
保育所地域活動に要する費用	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた以下の活動をする保育所 ①世代間交流事業 ②異年齢児交流事業 ③育児講座事業 1 保育所当たり年額 200,000 円
予備保育士の雇用に関する費用	保育士定数を超えて、予備保育士 1 人を雇用している場合 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.15 か月以内とする) 月額 180,600 円
	上記に該当する保育所で、さらに 1 人予備保育士を雇用している場合 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.15 か月以内とする) 月額 180,600 円
乳児保育に関する費用	乳児 (0 歳児) を 3 人以上受入れた月が 3 か月以上の保育所 1 保育所当たり 年額 535,800 円
障害児保育に要する費用	特別児童扶養手当の支給対象児及び市長が認めた児童 1 人当たり 月額 129,000 円 上記以外の障害児で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた児童及び市長が認めた児童 1 人当たり 月額 43,000 円
休日保育事業に要する費用	1 保育所当たり 年額 1,600,000 円以内
分園推進事業に要する費用	1 保育所当たり 年額 1,200,000 円
土地及び建物の賃借に要する費用	1 保育所当たり 年間賃借料総額の 2 分の 1 ※ただし、上限 2,000,000 円
一時保育事業に要する費用	基本分 (一時保育を実施している保育所) 年額 4,580,000 円 実績分 利用児童 1 人あたり 1,600 円